



Kumamoto City

News Release

令和 8 年（2026 年）8 月 1 0 日

令和 8 年熊本地震に伴う被災家屋等の公費解体について

令和 8 年熊本地震により半壊以上の被害を受けた家屋等について、本市が所有者に代わって解体・撤去する「公費解体」を実施します。

記

1 概 要

個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。

また、半壊以上の被災家屋等を自ら解体・撤去した費用について、費用償還の対象となる場合があります。ただし、支援の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、市の基準を超過した分は所有者の負担となります。

詳細につきましては決定次第、市ホームページ等にて速やかにお知らせします。

【お問い合わせ先】

環境局資源循環部廃棄物計画課（公費解体プロジェクトチーム）

電話：096-328-2430

副課長：渡辺 孝太郎（わたなべ こうたろう）